明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準の一部を改正する件（環境五八）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示（金融庁）　五
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（同）　九
海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○環境省告示第五十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年環境省令第十号）の施行に伴い、特別管理一般廃棄物等を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準（平成四年環境庁告示第四十二号）等の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。ただし、第二条及び第五条の規定は、公布の日から適用する。

平成二十九年六月十三日

環境大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二